

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市条例第8号

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は設備運営基準第27条の</u></p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は設備運営基準第27条の</u></p>

2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ (略)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(6) (略)

2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ (略)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。